

○国家公安委員会告示第五十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

名簿記載者公告番号 Q I-270 (ルスタム・マゴメドヴィッチ・アセルゲロフ (RUSTAM MAGOMEDOVICH ASELDEROV))

1 変更前

名簿に記載された年月日 2016年12月12日

その他参考となるべき事項 テロ犯罪のため、ロシア連邦当局により指名手配されている。ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いている。写真は、インターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

2 変更後

名簿に記載された年月日 2016年12月12日 (2017年8月9日に改訂)

その他参考となるべき事項 ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチエン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いていた。2016年12月3日にロシア連邦のダゲスタン共和国のマハチカラにおいて殺害された。写真は、インターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/5993047>

○国家公安委員会告示第五十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

氏名 マーザル・ムハンマド・マフムード・マフドゥール・ハリーク (ADIL MUHAMMAD MAHMUD ABD AL-KHALIQ)

名簿に記載された年月日 2008年10月10日 (2013年7月24日及び2015年6月26日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-141